

石川県ボウリング連盟定款

[平成15年5月20日付]

石川県ボウリング連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、石川県ボウリング連盟（Ishikawaken bowling Federation 略称 IBF）と云う。

(事務所)

第2条 この連盟は、事務所を石川県金沢市に置く。

(構成)

第3条 この連盟は、個人会員、法人会員、高等学校登録会員、ジュニア会員と特別個人会員、特別法人会員、名誉会員で構成し、個人会員は各支部、法人会員は実業団部と各支部、高等学校登録会員、ジュニア会員はジュニア部と各支部に所属する。

(組織)

第4条 この連盟に本連盟の目的を円滑にするため支部を置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第5条 この連盟は、財団法人全日本ボウリング協会（以下全日本ボウリング協会と云う）ならびに、財団法人石川県体育協会（以下石川県体育協会と云う）の加盟団体として、石川県のアマチュアボウリング競技界を統括し、代表する団体としてボウリングの普及および振興をはかり、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. ボウリング競技によりアマチュアスポーツの高揚をはかる。
2. ボウリング競技に関する、指導講習会の開催および指導者の養成
3. ボウリング競技に関する、調査研究および指導
4. ボウリング競技に関する、地域グループの育成強化
5. 全日本ボウリング協会が主催する、選手権大会、競技会等に対し代表参加者の選定および派遣
6. 石川県選手権者の認定、および競技会の開催
7. 全日本ボウリング協会に対し、競技会等の公認申請、記録公認、表彰に関する諸申請
8. ボウリング競技に関する、機関紙ならびに刊行物の発行
9. その多目的を達するために必要な事項

第3章 会員

(会員)

第7条 この連盟の会員は全て下記のとおりとし、すべて全日本ボウリング協会に登録するものとする。

また、この連盟の会員は、日本体育協会スポーツ憲章ならびに全日本ボウリング協会のアマチュア規定その他の規則、規定を遵守しなければならない。

1. 正会員 この連盟の目的に賛同して入会した次に掲げる会員とする。
 - (イ) 個人正会員 (ロ) 実業団会員 (ハ) 高等学校会員
 - (ニ) 高校生会員およびジュニア会員
2. 普通会員 この連盟の目的に賛同して入会した普通会員とする。
3. 名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、理事会の議決を持って推薦された者とする。
4. 賛助会員 この連盟の事業に賛同する個人または法人で、理事会の決議をもって推薦された者とする。
5. 特別会員 全日本ボウリング協会ならびにこの連盟に賛同する個人または法人で理事会の議決を持って推薦されたものとする。

(入会)

- 第8条 この連盟の正会員および普通会員になろうとする者は、別に定める会員登録規定により登録申請をし、承認を受けなければならない。
- 名誉会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(会費)

- 第9条 この連盟の会費は、全日本ボウリング協会の負担金を含め、別に定める会員登録規定によるものとする。

(会員の喪失)

- 第10条 この連盟の会員は、次の事由によって資格を喪失する。
1. 退会したとき。
 2. 成年後見人、被保佐人および被補助人となったとき、または破産の宣告を受けたとき。
 3. 死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人が解散したとき。
 4. 除名されたとき。

(退会)

- 第11条 会員が退会をしようとするときは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、会長（理事長）がこれを除名することができる。
1. 全日本ボウリング協会ならびにこの連盟の名誉を傷つけ、またはこの連盟の目的に違反する行為があったとき。
 2. 日本体育協会ならびに全日本ボウリング協会またはこの連盟のアマチュア規定に違反したとき。
 3. この連盟の会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員および職員、顧問

(役員)

- 第13条 この連盟に、次の役員を置く。
1. 役員、会長1名 副会長若干名 理事長1名 副理事長若干名
常務理事若干名 理事若干名

2. 監事 2名
3. 必要に応じ、顧問をおくことができる。

(役員の選任)

第14条 この連盟の役員の選任は次のとおりとする。

1. 理事は実業団部、各支部の個人正会員選出する。その定数は実業団部、各支部2名とし実業団部、各支部の個人正会員が50名を越すごとに1名を選出できるが、選出の基となる会員数は前年度10月末とする。
2. 会長および副会長は、理事会で推举する。
3. 常務理事は理事会で選任し、常務理事選任された理事の補充は、その部その支部がする。
4. 会長は必要と認めたものを、理事会の承認を得て、常務理事に委嘱することができる。
5. 理事長及び副理事長は、常務理事会で選任する。
6. 監事は、理事会で選任する。
7. 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第15条 この連盟の役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は連盟を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
3. 理事長は会長の命を受け連盟の運営を統括し、会長、副会長とも事故があるときは、その職務を代理して行う。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理して行う。
5. 常務理事は、常務理事会を組織して連盟の運営にあたる。
6. 理事は、理事会を組織して連盟の会務を議決する。
7. 監事は、連盟の財務および運営に関して監査する。
8. 顧問は、会長の査問に応じ、理事会および常務理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第16条 1. この連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う

(役員の解任)

第17条 この連盟の役員が次の各号の一つに該当たるときは、常務理事会および理事会のそれぞれの四分の三以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められたとき。
2. 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(職員)

第18条 この連盟の事務を処理するため、会長が任命した有給職員をおくことができる。

第5章

(会議の種類)

第19条 この連盟の会議は、理事会と常務理事会とする。

(理事会)

第20条 1、理事会は定時理事会と臨時理事会とする。定時理事会は毎年度開始50日以内に、臨時理事会は会長（理事長）が必要と認めたとき、または理事の三分の一から会議に付議すべき事項を示して請求されたときは30日以内に、いずれも会長が召集する。

2、理事会を招集するには、会日の10日前までに会議に付すべき事項を記載した書面を各理事に発する。

3、理事会の議長は会長（理事長）がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第21条 1、定款の変更

2、年度の事業報告及び収支決算の承認

3、年度の事業計画及び収支予算の承認

4、役員の選任および解任

5、財産に関すること。

6、連盟の解散

7、その他、特に必要と認めた事項

(常務理事会)

第22条 1、常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事を持って構成し会長または理事長が必要と認めた場合に理事長が召集する。

2、常務理事会を招集するには、会日の10日前までに会議に付すべき事項を記載した書面を各理事に発する。

3、常務理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

4、常務理事会に付議すべき事項はつきのとおりとする。

（イ）連盟の運営に関すること。

（ロ）理事会にて委任されたこと。

（ハ）理事会に付議すること。

（ニ）会長または理事長が必要と認めたこと。

(定足数、議事)

第23条 1、会議は、現在数の三分の二以上が出席しなければ開くことはできない。ただし所定の委任状による委任も出席者とみなす。

2、会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれ決する。

(議事録)

第24条 すべての会議は、議事録を作成し議長および出席者の代表2名以上が署名捺印して永年保存し、会員の求めに応じて提示しなければならない。

第6章 会計

(収入)

第25条 この連盟の収入は、つぎのとおりとする。

1. 入会金および収入
2. 事業うに伴う収入
3. 寄付金品
4. その他の収入

(金銭の管理)

第26条 この連盟の会計は、会長（理事長）が管理し、現金は常務理事会の議決によって預金等の確実な方法により、会長（理事長）が保管する。

(資産の処分)

第27条 この連盟の重要な資産は、処分し、または担保に供してはならない。但し、連盟の事業遂行上止む得ない理由があるときは、理事会の議決を得て、処分し、または担保に供することができます。

(経費の支弁)

第28条 この連盟の事業遂行に要する経費は、会費、事業に伴う収入および他の収入をもって支弁する。

第29条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(事業計画および収支予算)

第30条 この連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長（理事長）が編成し、常務理事会および理事会の承認を受けるものとする。また、承認を受けたのち全日本ボウリング協会に報告するものとし、事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第31条 1. この連盟の収支決算は、会長が（理事長）作成し、事業報告とともに監事の意見をつけ、常務理事会および理事会の承認を受けるものとする。
2. この連盟の収支決算に余剰金があるときは、常務理事会および理事会の承認を受け、基本財産に編入するか、または翌年度に繰り越すものとする。
3. この連盟の事業報告および収支決算は承認を受けたのち、全日本ボウリング協会に報告をするものとする。

第32条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第33条 この定款の変更は常務理事会および理事会において、それぞれ三分の二以上の議決を経、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければ変更することができない。

(解散) この連盟の解散は、常務理事会および理事会において、それぞれ四分の三以上の議決を経、更に全日本ボウリング協会の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この連盟の解散に伴う残余財産は、常務理事会および理事会において、四分の三以上の議決を経、全日本ボウリング協会を経由し、公共事業に寄付するものとする。

第8章 補則

(細則)

- 第36条 この定款施行についての細則は、常務理事会および理事会の議決を経て別に定める。
- 第37条 この定款は昭和49年1月22日より施行するものとする。
この定款は平成7年5月26日に改正施行するものとする。
この定款は平成15年5月20日に改正施行するものとする。